

障害者手帳の提示によるバス運賃の割引について

1. 身体障害者割引

身体障害者手帳を提示した人に対して割引

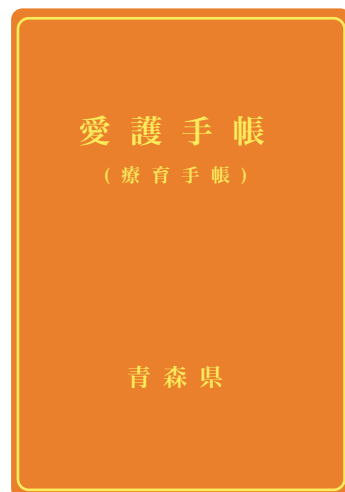
第1種	本人	5割引
	介護人	
第2種	本人	5割引
	介護人	割引なし



2. 知的障害者割引

愛護手帳 (知的障害者療育手帳) を提示した人に対して割引

A(重度)	本人	5割引
	介護人	
B(中・軽度)	本人	5割引
	介護人	割引なし



3. 精神障害者割引

精神障害者保健福祉手帳を提示した人に対して割引

※平成20年4月1日より

1~3級	本人	5割引
	介護人	



※ほほえみ共通バス券を提示した人に対して割引

身体・知的・精神とも共通	本人	ほほえみ共通バス券の提示により無料
	介護人	「介護者承認」の印があれば無料

ほほえみ共通バス券について

- ・19年7月1日から特別乗車証の名称が変わりました。
- ・「継続」の印があれば使用開始日前でも使用できます。
- ・南部バスにも乗車できます。
- ・なお、従来の特別乗車証(緑色)も有効期限までは、使用できます。



記号の区分

- 【S】身体障害者
- 【T】知的障害者
- 【K】精神障害者